

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年11月25日(月) 午前9時30分から12時00分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畠 孝博	君
	5番	永野 真佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	7番	岩川 直隆	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	13番	白川 滿秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 12番 西橋 豊啓 君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

- 報告第7号 農地法第3条の許可指令書の取消について
- 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第36号 非農地証明願について
- 議案第37号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川 滉男
係長 川東 卓磨
主事 泊 雄貴

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。本日は 12 番西橋委員から欠席の連絡がきております。ただ今より平成 25 年度第 8 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 11 番委員の神宮司さんにお願い致します。

憲章朗唱（11 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

改めましておはようございます。今朝がた思いもよらぬ晩秋の嵐となつたようですが、皆さんの地域はいかがだったでしょうか。

私、事務局長、係長と先日福岡の直方市に遊休農地の解消事業の件で見聞に行ってまいりました。さすがに全国の優良地となつただけあって国が耕作放棄地対策を打つ前から、すでに独自で解消への取り組みを行っていたということです。私も含めて農業委員の姿勢を少し見直さないといけないと感じて帰ってまいりました。

人がいなければ、農業委員自らが解消をすると。事例であったのが、その農業委員さんは 50a 程の解消作業中にトラクターを 1 台潰したというお話もありまして、そこまでやれるかなあと思いながら帰ってきたところです。

私たちの任期はあと半年ちょっとなんですが、やはり、その方たちの意気込み・課題は 3 年間という自分の任期中に解決をするんだというお話を聞かされました。

あと半年足らずで、私たちがどこまでできるか。皆さんと再度基本に帰って見つめてみたいというふうに感じたところです。

本日の案件もいろいろありますが、非農地判断の考え方等について、皆さん方から意見を聞く場もあるうかと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 4 番委員・5 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 7 号 農地法第 3 条の許可指令書の取消について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 7 号 農地法第 3 条の許可指令書の取消について、次のとおり許可指令書の取消願いがあつたので報告をいたします。

整理番号 3 番。申請人：譲受人・[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、譲渡人・[REDACTED] さん。土地の所在：[REDACTED]、畠、他 2 筆。3 筆の合計面積は [REDACTED] m² です。利用状況：畠。農地区分・土地の利用規制につきましては、第 2 種農地・都市計画区域です。事由『資金ができなかつたことと、マンゴーを作付けしていたがハウスの老朽化を修理するお金が工面できなかつた。また仕事が [REDACTED] である為、農業のことが分からなかつたことからあきらめました。』ということです。備考にありますように平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日の総会で 3 条の許可をしております。

農地法第 3 条の許可取消願いです。取消理由におかしい所がありますが、当事者の合意による取消ですので、取消さざるを得ないと思います。以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方からご質問などございますか。
(「ありません。」の声あり)

私の方からですが、事務局からもございましたが、許可取消の理由の中に『農業のことが分からなかつたことからあきらめました。』という書き方をされると、農業委員会の立場はないかなと思いますね。私どもは3条の許可をするときには農業に対する知識・能力はあるという判断をして、許可をするわけですね。農業に対する知識・能力がないと判断すれば、許可しないんですよ。私は理由を読んでそのようなことを感じました。皆さんはいかがでしょう。

○番（農業委員）

■さんはですね、自分の畠も少し持つてらっしゃって、ミカンとか野菜は作っているんですね。ですからマンゴーに関しての知識がなかつたという意味でしょうかね。家庭菜園ではありますけど、農業されていますよね。

○番（農業委員）

24年の申請書を見たんですけども、経験が夫婦と子供と3人で2年ずっととなっていました。経験があるということで許可をしたと思うんですが、結局2年では知識がなかつたということでしょうね。

会長

そのようなことで、報告案件です。よろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり)

続きまして、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があつたので報告いたします。

整理番号6番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：農地法3条。賃貸借人：借人・■さん（■歳）、貸人・■さん（■歳）。土地の所在：

■さん（■歳）。土地の所在：■、畠、
m²。貸借期間：平成■年■月■日から平成■年■月■日までの
年間でした。解約の理由：合意解約。賃貸借の解約の申し入れをした日
が平成■年■月■日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日・賃貸借
の合意による解約をした日が平成■年■月■日、土地の引き渡し時期
が平成■年■月■日です。

平成■年■月の総会において3条申請があり、母からの所有権移転
■m²と本人所有地■m²、それにこの土地■m²の合計■m²と、
下限面積を満たしての申請でした。結果的に親の土地の名義を直すため
に借地したもの何もせず、今回の合意解約になったようです。今後、
特に使用貸借については許可後の耕作状況を常に頭に入れての指導が
必要になると思います。なお、この申請地については後程非農地証明願
で出でます。以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農業委員）

許可された後、■さんは作付けしようとされたようなんですが、とにかく、非農地でもでできますがダチクの根っこなんかがひどくて、とても作付けできる状態でなかつたということで、耕作できなかつたよう
で、今回解約したということです。

会長

他にございますか。

(「ありません。」の声あり)

事務局からありましたように、下限面積を満たすために使用貸借なり

会長

賃貸借なりを結ぶ。農地法第3条の趣旨は借りたところも農地として活用するのが前提ですので、今後皆さんの地域でそういう案件が出た場合には『そこもちゃんと畑として、田んぼとして活用するように。』という指導が必要だと思います。そういうことをすることによって、今私たちが行っていることで影響があるのは、3条の対象になれば非農地調査では10年間は非農地として認めませんので、そういうマイナス面もあるということを了解していく頂きたいと思います。

貸借契約をしていなかったら、非農地として判断されていたかもしれないところが、今後10年その対象とはしませんということです。

そういうことも加味した上で、皆さん方の指導をお願いいたします。

続きまして、7ページです。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

整理番号16番と17番は関連がございますので、一括で説明いたします。

事務局長

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号16番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人・[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）、譲渡人・[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、他8筆。9筆のうち、5筆が畑、4筆が田です。9筆の合計面積は[REDACTED]m²、5筆が農用地区域内です。利用状況：ポンカン・タンカン・甘藷・野菜。営農計画及び耕作期間：ポンカン・タンカン・野菜が1月から12月、甘藷が3月から10月です。事由：新規就農。したがいまして、経営面積はございません。経験年数も0年です。農機具等の保有状況といたしまして、刈払機が3台です。新規就農ですので、非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては『支障等は特にないと思います。』ということです。地域との役割分担の状況といたしまして『集落等の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号17番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人は同じです。貸人・[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]m²のうち[REDACTED]m²。農用地区域内です。利用状況：ポンカン・タンカンとなっておりますが、シキネを植えております。以下は整理番号16番と同じですので、省略させていただきます。備考にございますように使用貸借期間は平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日までの5年間となっております。整理番号16番の[REDACTED]m²と17番の[REDACTED]m²を合わせまして合計面積が[REDACTED]m²となります。

受人は新規就農者であり、父親からの所有権移転と貸借で下限面積を満たしての申請です。受人は平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に転入して住民票はありますが、転入の事実に不安があり、農地法第3条2項第4号の農作業常時従事ができるかどうか地元委員の調査結果により判断して頂きたいと考えます。以上です。

会長

整理番号16番・17番について担当委員からご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人の[REDACTED]さんは[REDACTED]歳と高齢ですが、ここ4・5年、[REDACTED]を過ぎてから体調がよくなくて受人の息子さんに元気なうちに渡したいということで、話を進めていたようでございます。本人は[REDACTED]にいるもんですから行ったり来たりできないんですが、ここ1年は帰ってくる準備をし

○番（農業委員）

ているというふうに聞きました。私も話を聞いたんですが、会社と話をしまして年内には帰ってくるということでした。経営はポンカン・タンカンですけども、帰ってきたときには勉強もしている感じです。

整理番号 17 番の貸人についてですけども、借人と親戚関係にあります。3条の条件に 500 m²ほど足りないということで、近くの土地を貸してもらったということです。ここに何を作るかと聞きましたら、野菜と時計草をやりたいということでした。貸人の [REDACTED] 君が作っておりますので、勉強しながら作っていきたいということのようです。

妹さんが 2 年前に夫婦で帰ってきておりまして実際は妹さん夫婦が管理をしている状況ですので、本当に帰って来るのか気になっていたんで確認をいたしましたら『お兄さんと話をして会社の整理をしに行っている。』ということでした。

私といたしましては、間違いないと確認いたしました。今月の [REDACTED] 日に話を聞いて、承認いたしました。

10 ページの航空写真をお願いします。ここに 5 筆の申請地がありますが、 [REDACTED] さんの自宅から半径 [REDACTED] m 以内にあります。右の 2ヶ所がタンカン園で、左 3ヶ所が野菜畑です。

11 ページの航空写真の真ん中に 2ヶ所、ここはタンカン園です。右下の 2ヶ所はポンカンです。ここが 1 番遠い畑になります。

左上にある申請地は使用貸借の土地です。12 ページをお願いします。 [REDACTED] m² のうち [REDACTED] m² は携帯電話の無線基地局です。 [REDACTED] m² は [REDACTED] さんが耕作しております。残りの [REDACTED] m² を借りるということです。

ここに野菜と時計草を作る予定だということです。

本人も妹さんも非常にまじめで、優しい人間でありますので疑う余地ないと私は判断しております。

9 ページの現地調査ですが、第 2 項第 1 号について①から④まで聞き取りの結果、問題ないと判断いたしました。第 2 項第 4 号についても間違いないと本人が従事する見込みがあると判断いたします。第 2 項第 5 号について経営面積も 30a 以上満たしておりますし、非耕作地もございません。第 2 項第 7 号の①から⑤についても支障はないと思います。皆さんのご意見をお願いしたいと思います。以上です。

会長

整理番号 16 番・17 番について皆さん方からご意見・ご質問等いただきます。いかがでしょう。

○番（農業委員）

申請人はまだ屋久島に定住はしていらっしゃらないということですね。

○番（農業委員）

今年度で帰って来るという話です。

○番（農業委員）

本人さんが確実にこちらに定住した時点で出された方が良いのではないかと思うんですが、何か慌てる理由があるんですか。

○番（農業委員）

私もそのように言ったんですが、お父さんがおっしゃるには「間違なく帰ってくるんだけども、会社の整理がついてないので整理がつくまでは妹夫婦にまかせているんだ。」ということで「帰ってきた時にちゃんととしてないと困る。」ということでした。

○番（農業委員）

私も [REDACTED] さんと調査にいきましたけども、お父さんが元気なうちに長男に名義を変更したいという気持ちが非常に強いわけなんです。問題は [REDACTED] さんが定住していないということなんですが。今年は結構帰ってこられていて、加勢もしております。来月中には帰って来るということですので、完全に定住してからで良いと思うんですが、何ともまあ。という感じなんです。

○番（農業委員）	申請人はまだ定住していないわけでしょ。住所はないんでしょ。
会長	住所はあります。本人がいないだけで。
○番（農業委員）	屋久島に住んでから申請を出した方が、何の問題もなく許可できるんではないかと思います。
会長	要はですね、9ページの3条についてのチェック項目なんですが、住所は直しておりますが生活の基盤がありませんので、150日以上の従事日数を満たせるかというのがひっかかってくるわけです。今の説明の中でございました年内には帰って来る・年度内には帰って来るというところを信用できるかどうかの判断です。
○番（農業委員）	地元委員の方から「信用できますので、お願ひします。」という話なんですけど、そこを我々がどう判断するのか。ということですよね。
○番（農業委員）	地元委員の意見を尊重しましょう。と私は思います。
○番（農業委員）	農地法3条からいきますと、調査内容に「見込みがあるか。」と聞かれていて、担当委員が「見込みはある。」と言われているわけですが、先ほどの合意解約の件もありますので、非常に慎重に判断する必要があります。私が考えますに、お父さんも高齢で申請人も60歳を過ぎておりますので、早く名義を変えたいがための下限面積を満たす申請だと思うんですが、非常に難しいところです。私は、先ほども■番委員がおっしゃったように、間違いなく申請人が帰ってきてから、申請を出した方が良いと思います。
会長	他の皆さんのはいかがでしょう。
○番（農業委員）	申請人は1人で帰ってくるんですか。家族も一緒ですか。
○番（農業委員）	1人だと思います。帰って来るときにはいつも1人です。
○番（農業委員）	家族はいないんですか。
○番（農業委員）	家族はみんな独立しています。奥さんもおりますけど、そこら辺は聞いてないです。
	妹さんたちも今のところ他に■もやっておりますが、妹さん夫婦が帰ってきた理由というのが、お母さんが若いころからリウマチでお父さんは■で働いておったんですが、5・6年前頃から奥さんのリウマチが悪化したようで、ご飯から何からお父さんが面倒見なくてはいけなくなったということで、帰ってこられたようです。そんな中で■さんに「お前は帰ってこないのか。」という話があつたらしいんですが、『定年前だけでも帰って農作業に従事するか。』ということになつたらしいです。高校時代に手伝いをしていただけのようで経験はないです。しかし、後を継ぐのであればということで行ったり来たりしているようです。
○番（農業委員）	■の農業委員さんを信用しているんですけども、この書類を見ると贈与の相続が主のような気がするんですよね。お父さんが亡くなってしまっても兄弟間で決まっているのであれば、その段階での相続でいいと思うんですけど。今の段階ですと、本当に帰ってきて農業するのだろうかと思われますよね。
○番（農業委員）	お父さんの意向としては、年も年なんで早く長男に相続したいという気持ちなんですね。

○番（農業委員）	お父様の気持ちもわかるんですが、もう来月帰って来られる予定なんですね。はっきり帰って来られたことを確認してから申請を出された方が問題も無いと思います。
会長	許可をするにしても疑わしき部分がある。不許可にしたときに異議申し立てをされたときどうなるかなと考えれば、『住所はあるじゃないか。年内に帰るって言ってるじゃないか。』と言われたとき苦しいところもあるなど、私も思っているところです。
○番（農業委員）	許可をしました。帰って来なかつたので取消します。と言うこともできるんでしょ。
会長	出来ます。出来ますが許可をしたら法務局の登記を書き換えます。その時、こちらから許可取消という指令書を出したとして法務局の登記まで農業委員会の職権で戻せるかというと問題があります。
事務局長	実際、許可を取り消す要件が『農業をするつもりだったけども体調が優れない。どうしても帰れない理由ができた。』と言われれば、その取消理由が正当かどうかというところなんですね。
会長	法務局の書き換えが済む前であれば、その旨を伝えて登記の書き換えをさせないということも可能かと思いますが、登記がなされてしまうとそれを職権で直すということは、よっぽどのが無いと無理かと思われます。
事務局長	以前、島外の方が4月になつたら定年退職して帰りますということで、3月に申請を出されたことがありました。住民票だけなおして。その段階で、転入という規定の事実がないと。家財道具一式もってきて家も借りてということがなかったもんですから、却下したケースがあります。その方は4月になってから、転入されて申請されました。農地法の場合は確かに住所がありますが、民法上の住居地は生活の拠点地ですね。委員さんが調査をしたときにそこにおれば、それで済んだ話なんですけども、たまたま整理をしに帰っていると言われると、今の状況としては許可するのは難しいと思われます。保留にして、帰ってきたときに再度出すとかですね。
	そうでないと、今後島外の方が住所だけ直して申請を出してきたときに、どう判断するのかということになります。
	実際お勤めを退職されているのかどうか。そこら辺も問題ですよね。
○番（農業委員）	帰ってきて申請すればなんら問題ないんですから。
会長	それでは皆さんの判断、ご意見もそれぞれ出尽くしたかと思いますが、ここで私からの提案なんですが、今この席で許可・不許可の判断をするということをしばらく待とうかと思うんですが、いかがでしょう。 保留にしたいと提案したいんですが、いかがでしょうか。 (「はい。」の声あり)
	それでは、保留ということで処理をいたします。
	場合によっては12月の総会で許可できるかもしれませんし。 それまでは、委員さんの方で面倒を見てあげて下さい。
○番（農業委員）	はい。わかりました。
会長	続きまして議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、次のと

事務局長

おり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 6 番。申請人：[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m²。利用状況：駐車場。第3種農地です。事由『車販売及びリース車両の増加により今までの駐車場では足りず、隣接している申請地を駐車場として現在利用しています。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして既存宅地が[REDACTED]m²、所要面積が[REDACTED]m²、駐車場の所要面積が[REDACTED]m²、合計[REDACTED]m²です。

この案件は追認案件でございます。備考欄にございますように隣接宅地（[REDACTED]m²）と一体として利用することです。農地区分につきましては、[REDACTED]から 270m に位置し第3種農地の 300m 以内農地と判断いたしました。隣接地に農地もないことから転用についてはやむを得ないと考えます。以上です。

会長

整理番号 6 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

駐車場がないということで、度々県道にはみ出すことも多いんですが、手狭でどうしようもない状況でございます。皆さんのご意見も伺って判断したいと思います。

会長

整理番号 6 番について皆さん方からご意見、ご質問ございませんか。（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ、整理番号 6 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 6 番は同意することに決定いたします。

続きまして 21 ページです。議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、次とおり許可申請があつたので議決を求める。

整理番号 9 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：親子間の贈与です。申請人：譲受人・[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）、譲渡人・[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m²。利用状況：樹園地。第3種農地、都市計画区域内です。事由『現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画といたしまして、土地造成が[REDACTED]m²、一般住宅が[REDACTED]m²です。

備考欄にありますように平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に農用地区域から除外されております。

この申請地につきましては今年 [REDACTED] 月に農用地区域除外の審議をし、[REDACTED] 月に認可されたところです。この地域はここ数年宅地化がすすんでおります。親子間の贈与で親の近くに自宅を建設しようとするもので、将来は農業後継者になることも見込まれます。従いまして転用についてはやむを得ないと考えます。農地区分につきましては [REDACTED] から約 300 m に位置し、第3種農地の 300m 以内農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号 9 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

農振除外で審議していただいた場所です。その時も子供さんの家を建てたいということで除外の許可をいただいておりますので、今回 5 条申

○番（農業委員）	請で息子さんの名義に変えて家を建てるということでございますので、問題は無いと思っております。以上です。
会長	<p>整理番号9番について皆さん方からご意見・ご質問等いかがでしょう。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>ご意見ありませんの声ですが、整理番号9番について申請に同意することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号9番は申請に同意することに決定いたします。</p>
	続きまして28ページ。議案第36号 非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。
事務局長	議案第36号 非農地証明願について、次のとおり非農地証明願いがあつたので議決を求める。
	<p>整理番号17番。申請人：[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）、代理人・[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]番。第1種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『本申請地は、以前タンカンの生産をおこなっていましたが、河川沿いの土地のため礫及び岩が大半を占める砂質土壌であり、果樹の生育が良くない状態でした。平成[REDACTED]年頃より枯死する果樹も出始め、平成[REDACTED]年からは放置したままで現状に至っております。』ということです。</p> <p>この土地の経緯につきましては備考欄にも記載しておりますが、分筆前の[REDACTED]、[REDACTED]m²を侵入道路として転用したいということで平成[REDACTED]年[REDACTED]月の総会において農用地区域の除外申請が提出され、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日認可、その後[REDACTED]、[REDACTED]m²が平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に5条許可がされております。所有者が突然病気になり耕作が放棄されたためにこのような状態になったようです。現地確認の結果においては非農地と判断されました。周辺の営農にも影響がないことから、やむを得ないと存じます。以上です。</p>
会長	整理番号17番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農業委員）	[REDACTED]日に現地調査をいたしました。事務局から説明のあった通り申請人は鹿児島で病気療養中でして農業には復帰できない状態であります。30ページの写真をご覧ください。申請地の横には大きな川がありまして、雨が降っていないときは水は少ないんですが、雨が降れば一気に流れ込んで大きな川になるところです。31ページは現地写真なんですが、一番上の写真の左側。コンクリートが敷いてあるところが転用された進入路です。その隣が申請地です。一番下の写真には大きな石が点在しております。雑木等が生い茂り元の状態に戻すのは大変だと思います。雨が降ると畠に石が流れ込んでしまって、非常に痩せた土地であります。申請人はタンカンを栽培しておったんですが、育たないということで栽培しておりませんでした。その中で病気、入院となり、自然と雑木が生い茂ってきた状況です。担当としまして、この申請についてはやむを得ないと判断しております。以上です。
会長	<p>整理番号17番について皆さん方からご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>それでは整理番号17番について非農地として認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p>

会長 それでは整理番号 17 番について非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 18 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 整理番号 18 番。申請人：[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）、代理人・[REDACTED]さん（[REDACTED]歳）。土地の所在：[REDACTED]、畠、[REDACTED]m²。第3種農地・都市計画区域です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況『当該土地は居住場所から遠く離れており、私自身車の免許も無くまた高齢であり、長年耕作しておりません。現在は土地の半分以上にダチクが生い茂りフクの木の大木を切り倒しておりますが、根本は残ったまま耕作できる現状ではなく、今後の耕作の目途もたっておりません。』ということです。

報告第8号でもありましたと、いろいろ問題もありますが永年耕作が放棄されダチク等が生い茂り、隣接の住宅にも影響があることから非農地にすることはやむを得ないと思います。 以上です。

会長 整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員） 先ほど合意解約の報告がされた場所でございます。33 ページの写真を見ていただきまして、右上の白い大きな建物は[REDACTED]です。その下の白い建物が代理人の[REDACTED]さんのおうちで、その横が申請地となっております。34 ページの現地写真を見ていただきますと、ひどいダチクの状態です。合意解約された時も「とても農地として使えない。」ということで、隣の方もダチクがかぶさってきてマムシが多いということを言われております。スズメバチが巣を作つて通学路に接しておりますので危ないということで、やむなく[REDACTED]さんがダチクを切ったりしている状態だそうです。ここを農地として復元することも難しいと思われますので、非農地にすることはやむを得ないと考えております。

会長 皆さん方からご意見・ご質問等ござりますか。

○番（農業委員） 本来なら契約期間がまだ残っているわけですよね。10 年間借りる予定だったと。

会長 そうですね。3 条の貸し借りが実行されたけれども、耕作されなかつた。ということですけども実行されていない理由は、名義人には責任は無いということです。借人が耕作しなければいけないわけで、名義人は貸している側ですので責任は問えないのかなという部分がございます。

そこら辺は皆さんのご意見を参考にさせていただきますので、ご意見をどんどん出して頂きたいと思います。

○番（農業委員） 合意解約に至った理由として、「耕作しようと試みたが、できる状態じゃなかつた。」ということでしたし、耕作されなかつたことについて貸人に非は無いと思いますので、この件につきましてはやむを得ないと考えます。

会長 他の皆さん、ご意見いかがでしょう。

○番（農業委員） 写真から見ると確かに非農地なんですが、21 年の時点では耕作できるということで、3 条を許可したわけなんですね。

会長 そうですね。耕作するであろうという前提で許可しております。それは私どもが判断したわけではなく、本人が耕作するという意思で申請をしたもので、私たち農業委員会が認めたということですね。

さかのぼって言うなら、『本当にこんなダチク山を耕作することがで

会長	きるんですか。』という一押し確認というか、そういうものが必要ですよという話です。
	それでは、意見は出尽くしたかと思うんですが念のために採決をしたいと思うんですが、よろしゅうございますか。 （「はい。」の声あり）
	整理番号 18 番について『やむを得ない。』『非農地として認める。』と言う方は举手をお願いいたします。
	賛成多数と認めます。
	整理番号 18 番について、非農地として認めることに決定いたします。
○番（農業委員）	1つ勉強のために、質問させてください。 もし、3条で貸借や売買契約しても耕作しなかった場合に、罰則と言うものがあるんですか。
会長	私たちができるのは、さっき話にもありましたが極端に言えば許可の取り消しができるんですが、法務局で所有権の書き換えが行われておれば、なかなかそこまで完結しないんではないかと思います。あとは、私ども農業委員が『これは3条で農業に活用するという前提で許可になつたので、耕作してください。』と指導するということですね。 事務局から他に対処方がありますか。
事務局長	何に基づいて耕作ができなかつたのかという理由ですね。正当な理由の判断がなかなかできないと思いますよね。『やろうと思っていたけど病気できなかつた。』と言われれば、それ以上のことは言えませんし。農地法の規定により罰則・罰金がありますが、そこまでいく理由があるのかなという微妙なところです。
○番（農業委員）	わかりました。
会長	今朝、冒頭に許可指令書の取消についての報告がございましたが、これについては、許可をしたんですね。許可したんですが、その許可を取り消しますということです。この場合は現時点で登記が書き換えられてしまいます。通常の場合許可が出るとすぐに先方の実印をもらって書き換えるんですね。この場合は理由にも書いてありますように資金が都合できなかつたということで、登記をするに至っていないということです。これは本人から申請がありましたけども、農業委員会から取消をといふこともできます。ただ、農業委員会から取消指令書を出すとなると非常に責任を伴います。
事務局長	農地法の罰則規定として、第 64 条にあります。 『次の項目に該当する者は3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処する』ということで、農地法第3条第1項の規定があります。 許可の取消というのは一般に会社・法人が貸借で参入して、当たり前に利用しなかつた場合なんかは農業委員会が調査して一方的に取り消すということができます。これについては所有権移転が伴いませんので貸借のみです。
会長	それでは、次に進みます。整理番号 19 番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 19 番。申請人：[REDACTED] さん（[REDACTED] 歳）、代理人・[REDACTED] さん。土地の所在：[REDACTED] と [REDACTED] 、田、2筆の合計面積が [REDACTED] m ² です。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の耕作状況『平成 [REDACTED] 年に公共工事に伴う

事務局長

土砂の捨て場として利用され、そのまま放置し、現在はススキなどが生え原野状態である。』ということです。

この土地につきましては非農地判断調査を平成■年■月に実施し、■月の総会に判断結果を提案しています。それによりますと■はススキ野で『耕作可』、■は敷砂利で『無断転用』ということで、いずれも『非農地判断はしない』となっております。非農地判断指針による非農地は難しいと思われ、また今後の取扱に影響がありますので慎重な判断をお願いします。以上です。

会長

整理番号 19 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

36 ページに写真があります。■の■までの直線なんですが、申請地の左手はすぐ海岸になっておりまして、ここに公共事業の土砂を捨てられております。当時はおそらく塩害で耕作不可能と判断して土砂を捨てたと思われます。37 ページの上の方の写真ですが、平らになつておりますが平成■年の公共事業捨土の際は 1 m 程度下に畠になつておりますが、その上に土砂を捨てたということです。現況は畠の土ではなく、山から持ってきた石の状態です。ここを畠に戻すということはかなりの費用が掛かると思います。かなり大きな木も生い茂っておりますが、費用をかけて畠に復元したとしても塩害で作物は育たないと思います。現況はススキですが、耕作再開は無理だと思います。36 ページの写真周辺も田んぼとなっておりますが、今後耕作される場所ではなく、津波の影響も予想されますので、なかなか宅地にもできない感じで、難しい土地だと思われます。ここで畠をしなさいと言える場所ではなく、地元としては非農地として認めて良いのではないかと思います。

申請人は現在■歳で■の方に住所を移して、病院通いをしております。この方は今まで農業をやったこともないということですので、子供たちも農業をすることはないということでした。地元としては、申請地を含め、この辺一帯を非農地と判断して良いのではないかと思っております。以上です。

会長

整理番号 19 番について、皆さん方からご意見、または補足のある方ございませんか。

○番（農業委員）

この航空写真の茶色のところは、ほとんど泥か石です。道路を作る際にここに土砂を捨てて良いと許可を受けて捨てていると思うんですよ。実際手を入れれば農地として使えるのかという判断だと思うんですね。まず農地には不可能だと思います。この通り一体すべてですけども。ここを認めると、他のところも認めないといけなくなるという考え方もあると思いますけど、状況から見てどうしようもない所はしょうがないと思うんですよね。これだけの土砂を 1 m 以上ある段差が埋まるほど石を持ち込んで、県道と同じ高さまでなってます。無理じゃないかと私は思います。

事務局長

この土地は平成■年に公共工事の捨て場となっておりますが、平成■年に 3 条許可しているんですね。おそらく贈与ですから。その時からこういう状態だったのに、なんでしたのかなという疑問もありますね。10 年やっと過ぎたくらいです。

○番（農業委員）

今までの非農地判断では土砂を捨てた場所については認めてきていないわけですよね。永田から宮之浦まで。今まで認めていなかったところを今回だけ認めるというのはおかしいと思いますけど。

○番（農業委員）

ここを非農地として認めなかつたら、遊休農地として延々残るわけですよ。この遊休地はいつまでたっても解消されないです。今までやつ

○番（農業委員）	てきた判断は、その時々で調査した人たちが判断するわけですから。
○番（農業委員）	しかし、原則としてそういうところは判断しないということでやってきたわけですよ。
○番（農業委員）	だから、それでいいのかなあということです。
会長	<p>今、審議中なのは『非農地証明願い』と言う形で出ています。現在『非農地通知書を発行する非農地調査』で回っていましたが、それで判断すると、37ページの写真のように大方はススキ野の状態なんですね。非農地調査は基本見た目だけで判断している状態だと私は判断しております。37ページの写真に一部木の生い茂った場所もございますが、この木の中が下の写真のようになっているということでございます。総体としてはススキです。土砂で埋め立てられて1m以上かさ上げされたようです。</p> <p>農業委員会が主体的に調査をする非農地判断調査では認めておりません。その認めていないところを今回地権者が『非農地証明願い』という証明願いが上がってきたということです。これまで無断転用の基準としては20年以上放置されているのであれば、仕方ないんじゃないかと言う判断なんですけども、今まで認めた中では住宅が建って20年以上経ったという時には認めてきています。植林がされて20年以上経ったという場合にも認めております。この申請地については、非農地通知の調査対象にもなっております。しかし県下の状況は、植林についても人の手が加わっておりますので認めていない市町村もございます。今後このようなところをどうしていくかと言うのが、問われている今回の非農地証明願いだととらえております。</p> <p>私も調査に立ち会って、現場で確認したのは無断転用がなされていますでに20年を超えて放置されているということなんですが、やっぱりそれじやいかんよ。非農地証明の指針は指針で、ぴしゃっとしようということであれば、再度元に戻るということです。</p>
○番（農業委員）	ルールはルールで必要ですけども、現況に応じて判断するということも大事だと思います。あそこはどう見ても田んぼだとは考えられませんもんね。
○番（農業委員）	追加ですが、この埋め立ては個人の責任でやったことではないということがあります。ここを個人の費用を以て畠に戻すという考えはどうかなと思います。そして畠にしたところで、作物が育つだろうかということです。地元としては、ここでは作物が育たないので非農地として仕方ないという意見です。以上です。
会長	皆さんのご意見も出尽くしたかと思いますが、ここで1点確認をしておきたいと思います。農業委員主体でやっております非農地調査の原則は今まで通り持ち続けます。農業委員会が非農地通知書を発行する対象にする農地の基準を変えることはないです。しかし今回のように個人申請で上がってきた分については、慎重に審議をして判断を下す。その折これまで答申してきた判断基準を少し変えなければいけない部分が出てくる気がいたします。
	このような案件が出てきたときに、真っ先に私の頭に思うのは宮之浦の上田地区のことですね。あそこはどうなるんだということですけども、私の認識の中では、あそこは合併直前に整地されたと認知しております。持ち込んだのはずいぶん前ですけども、合併直前に上屋久町の議会で問題になって整地がなされているという風に認識しておりますので、それからかなというふうに考えているところです。私の考えに誤りがある時には訂正しないといけないかなと思っております。

○番（農業委員）

上田地区ももともと田んぼなんですよね。農地であって農地でない。個人ですることもできるんでしょうが、全体的にはできないんですよね。だからいつまでも遊休地として残る。ここも全く一緒ですけど、ここは個人で代理人に頼んで非農地願いとしてあがってきていますけども。

農業委員会主体で農地の確認をして、非農地として認めるところ・認めないところは指針にのっとって判断するということで良いんですけども、個人であがってきた分に関しては現地で確認して、農地として使えるか、それともエンボを持ってきてても畑にはならないところを農地として残すのはどうかと思いますね。農業委員会は農地を守るということが使命なんですけども、現場を見て5・6人で難しければ農業委員全員で現地を確認して協議しても良いと思いますけど。

会長

36ページの航空写真を見ていただきたいんですけども、申請地の手前の方は薪の生産の作業をしている場所ですが、ここ申請地は埋め立てられ方は同じです。けども『ここはこんなに活用しておれば、非農地の対象にはならないよね。』と現地で話をしたところでした。今回の申請地は20年以上放置をされたままだということで、意見が傾いているところです。

それでは意見は出尽くしているかと思います。只今の問題を非農地として認めるかどうかの採決をとりたいと思いますが、よろしいですか。（「はい。」の声あり）

整理番号19番について認めるということに賛成の方、挙手をお願いいたします。

全員賛成です。非農地として認めることに決定いたします。

○番（農業委員）

公共事業でこういった場所が多いということですけども、砂利とか石を置くときには、所有者には許可をもらっているんですよね。

会長

本来は農地法上の転用許可が必要です。それが単純にかさ上げをしてその後、表土を持ち込んで畑にしますという場合は転用まで求めていくなくて、農業委員会事務局の方に『かさ上げ形状の変更』だとあがってくるのが通常です。永久に埋め立てをして農地に戻さない場合は転用です。

○番（農業委員）

やりっぱなしが多いんですけど、あとまでちゃんとするようにという契約はないんですかね。

会長

私の知っている限りでは、県道の改修工事の時に農地に土砂の搬入が始まった時点で業者をストップさせた経緯もあります。手続きを踏んでいませんよということですね。

○番（農業委員）

申請地は地権者と [] が話をしていただけです。

会長

農地ですので、農地法の許可がいるということです。

では続きまして別冊になります。

議案第37号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第37号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について「耕作放棄地全体調査要領」(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地について、平成25年9月20日付け屋農第585号により屋久島町長から農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断依頼があり、耕作放棄地

会長 こういう場所の対処法としては、『所有権は持っていたい。処分する気がない。』ということであれば、貸資材置き場という申請が可能ですね。

他に皆さん方からご質問等ございませんか。

この無断転用については、例えば家が建ったりして申請が難しくないなと思うところは助言・指導していただいて、ちょっと難しいなと言う具体的な案件があれば、事務局にご相談ください。

今回トータルで 49 町歩、合計で出ています。累積の統計は出ていませんが、これで多分 800ha に達したんではないかと思います。今までの合計がですね。口永良部まで合わせて 2600 ありました。本島だけでは 2300 ですから、約 3 分の 1 は農地でなくなりました。そのような結果になります。

ここに報告のとおり、皆さんのが承認をしていただけますか。

(「はい。」の声あり)

それでは耕作放棄地の農地・非農地判断については、提案されました内容通り決定いたします。

事務局長 【行事予定説明】

会長 以上をもちまして、第 8 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時00分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

4 番 _____

5 番 _____

平成 25 年 11 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久